

集合契約ご担当者様

集合契約委任状にかかる住所について

このたびの集合契約にかかる委任状の取りまとめに関しましては、ご尽力いただき誠にありがとうございます。

さて、送付いたしました委任状・委託元保険者一覧に記載の当事業団住所につきまして、登記上の住所である主たる事務所と健康保険等にかかる事務を行う従たる事務所を二つ有しており、集合契約の委託元一覧及び事務連絡につきましてもは従たる事務所（共済事業本部）となります。

委任状・委託元保険者一覧において、異なる住所を別々に記載しておりご面倒をおかけしますが、よろしくお取扱いくださいますようお願い致します。

記

- 委任状中の住所は主たる事務所（登記上）の住所となります。

主たる事務所(登記上)の住所：東京都千代田区富士見1-10-12

- 委託元保険者一覧・委任状に関する事務連絡先住所、及び加入者証記載の住所は従たる事務所（共済事業本部）の住所となります。

従たる事務所の住所：東京都文京区湯島1-7-5

また、次の事項につきましても、各都道府県の医師会等関係団体への周知をお願いいたします。

- ・ 被扶養者・任意継続加入者の住所について

被扶養者・任意継続加入者の健診情報について、医療機関から支払基金への請求時に入力いただく際に、受診券に記載されている被扶養者・任意継続加入者の住所の入力が不完全な場合、保険者団体からの健診結果の送付が出来ない事態が生じております。

入力の際にはご注意ください。宜しくをお願いいたします。

ご連絡先

日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部
福祉部 保健課 健康管理係
住所 〒113-8441 東京都文京区湯島 1-7-5
TEL 03 (3813) 5321